

## 認定内容の変更に係る Q&A

Q1. 今回の要綱改正では何が変わるのか。

A. 水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）を行う施設の認定申請の内容の変更に係る農林水産省における手続きが変わります。これまでは施設認定の内容に変更がある場合には一律に変更の申請を求めていましたが、改正後は施設の構造の大幅な変更又は HACCP プランの変更を伴う場合は事前の変更の申請を求め、それ以外の軽微な変更の場合は事後の報告とするように改正しました。このことにより、認定の変更手続きの簡素化と迅速化を図ります。

なお、厚生労働省における当該手続きは既に改正済みです。

Q2. 具体的にどのような場合に事前の変更申請が必要となるのか。

A. 施設の構造が大幅に変更される場合や HACCP プランが変更される場合です。施設の構造の大幅な変更とは、施設（建屋）の増改築、製造ラインの新設（従前とは異なるもの）等が該当します。また、HACCP プランの変更とは、新規魚種の追加及び同一魚種での重要管理点の変更を伴う製品の追加や製法の変更等が該当します。

それ以外の変更の場合は別紙様式 6 - 3 を用いて事後に報告してください。

Q3. 異なる製品形態の品目を追加する場合、例えば、ブリフィレの品目で認定を取得したが、新たにブリロインを追加したい。この場合はどのような手続きが必要か。

A. 製品の形態が異なる同一魚種の品目の追加については、HACCP プランの変更がない場合において、事後の報告のみで問題ありません。

Q4. 異なる魚種を原料として品目を追加する場合、例えば、タイフィレの品目で認定を取得したが、新たにブリフィレの品目を追加するような場合は、どのような手続きが必要か。

A. 原料の魚種が異なり、HACCP プランの追加が必要となる場合には、事前の変更申請が必要となります。

Q5. 変更の報告後、いつの時点から EU 側に輸出することができるようになるのか。

A. 変更の報告の場合には、受領した旨を農林水産省（輸出支援課）より連絡しますの  
で、その日から輸出をすることが可能です。なお、変更申請の場合には、変更が承認された日から輸出することが可能となります。

Q6. 変更申請か報告か判断が難しい場合はどこに問い合わせたらよいか。

A. 農林水産省輸出・国際局輸出支援課（03-3501-4079）へご相談ください。

なお、認定申請においては、輸出先国等の需要に応じて事業者が迅速に対応しているよう、当面輸出する予定がなくても、取り扱うことが想定される魚種や品目について、あらかじめ幅広く申請することをお勧めします。